

## 応募要領

### 1. 公募件名

マイナンバーカード機能等のスマートフォンへの搭載に係る実証事業（技術検証・要件検討）

### 2. 目的及び概要

マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載（以下「スマホ搭載」という）については、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき、具体的在り方について検討の上、技術検証・システム構築を行うこととされた。

上記を踏まえ、デジタル庁（以下「当庁」という）において「スマートフォン用公的個人認証機能管理システム（以下、「SP-TSM等」という。）」の構築を行い、令和5年5月にAndroid端末へのスマホ用電子証明書搭載サービスを開始した。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」においては、今後、スマートフォン用電子証明書について、利用できるサービス等を順次拡大し、電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを実現するため、スマートフォンへの搭載を目指すとされている。加えて、券面入力補助機能なども含めたマイナンバーカードの持つ他の機能をスマートフォンに搭載するために必要なシステムでもある、各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステムについて、当庁が検討・開発するとともに、スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証における活用を前提に検討を進め、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の運用開始後、極力早期の実現を目指すとされている。

本実証では、各種資格者証の情報の格納を可能とする、汎用的なmdoc発行管理システム（以下、「mdoc発行システム」という。）について、実証的に開発・検討するとともに、関係する国際標準規格との相互運用性の確保、SP-TSM等との連携性の確保など様々な課題を整理した上で、マイナンバーカードの持つ機能をスマートフォンへ搭載する方法等について検証を行うため、mdoc発行システムの構築及びSP-TSM等の改修へ向けた要件検討を実施する。

### 3. 公募期間

令和5年8月28日から令和5年9月7日12時

### 4. 契約形態等

請負契約

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

## 6. 応募条件

- ① マイナンバーカードの発行に関するシステムの構築、運用に携わった実績を有するとともに、マイナンバーカードが保有する機能・情報について専門的な知見を有していること。
- ② 本業務の検討対象となる国際標準仕様（ISO/IEC 18013-5/7、ISO/IEC 23220 シリーズ）に関する調査等の経験を有するなど、専門的な知見を有し、本業務を実施するにあたって必要な経験、資格、業績等を有する者を要員として確保し、必要な体制を構築することができるとともに、国際標準規格である「ISO/IEC18013-5」に対する調査能力（国外有識者へのヒアリングなど）を有すること。
- ③ グループ会社内に携帯電話事業者を有するなど、スマートフォンの端末メーカー、OS ベンダ等と緊密な連携を取ることができる体制を構築できること。
- ④ 国内外、官民を問わずグローバルな利用者が存在するシステムの構築（貿易・物流分野の実績、国内システムの海外輸出など）に携わった実績を有すること。
- ⑤ 公的個人認証サービス、SP-TSM 等及び mdoc 発行主体のシステム等に係る企画、要件検討、詳細設計、開発、保守運用等を行った実績、及び連携のための調整等を行った経験を有する者を要員として確保し、必要な体制を構築できること。
- ⑥ Java アプレット、GlobalPlatform 及び SP-TSM 等の仕様に関する専門的な知識、また CC (ISO/IEC 15408) 認証 (EAL4+) の取得経験を持つ事業従事者を要員として確保し、必要な体制を構築できること。

## 7. 仕様内容

別添仕様書のとおり

## 8. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（別記）
- (3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (4) 提案書

様式は、任意とする。以下の要素を含めること。

- ① 本実証の実施  
本実証（技術検証・要件検討）の作業内容を確実に実施するとともに実施スケジュールを遵守できることの説明を含むこと。
- ② 本実証の実施体制  
応募条件及び仕様書に定める必要な体制を構築できることの説明を含むこと。
- ③ 「6. 応募条件」を満たすことへの説明  
必要に応じて、下記(5)の補足説明等を記載すること。

(5) 「6. 応募条件」を満たすことを証明する書類等

(6) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申込書等は無効とする。

## 9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って参加申込書等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

(1) 提出期限：令和5年9月7日（木）12時必着

(2) 提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム（担当：天池）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20階

電話：070-7416-9924（代表）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyaku@digital.go.jp

(3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁 国民向けサービスグループ マイナンバーカード担当（担当：二茅伸年）

電話：03-4477-6775（代表）

E-mail：[mynumber\\_smartphone@digital.go.jp](mailto:mynumber_smartphone@digital.go.jp)

## 10. 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、一般競争入札へと移行する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和5年9月8日（金）までに、提案者に対して、担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

## 11. その他

(1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。